

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公文例及び文書管理規程（平成十三年埼玉県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条」の下に「第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。